

# 令和6年度税制改正等に関するアンケート調査

## 参考資料

2023年5月  
産業政策第一部

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 . . . . . P.2
2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制 . . . . . P.7
3. 円滑な事業承継の実現に資する税制 . . . . . P.10
4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減 . . . . . P.15

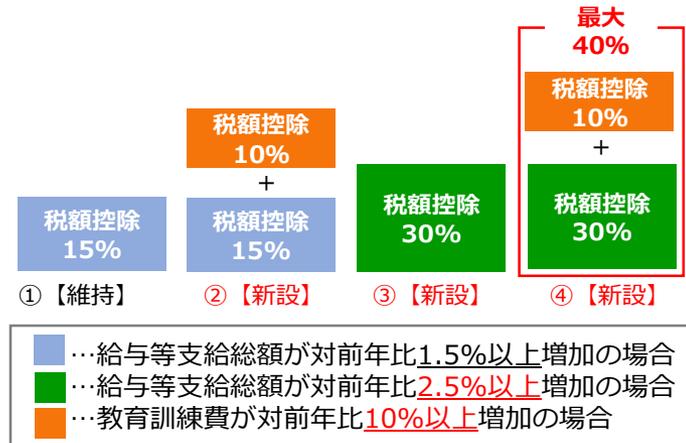
# 1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

## 中小企業向け賃上げ促進税制（旧：所得拡大促進税制）

- 中小企業が、前年度より給与等を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度
- 岸田政権が掲げる「成長と分配の好循環」の実現に向け、令和4年度税制改正で税額控除率が最大40%に大幅拡充された。適用期限は2024年3月まで

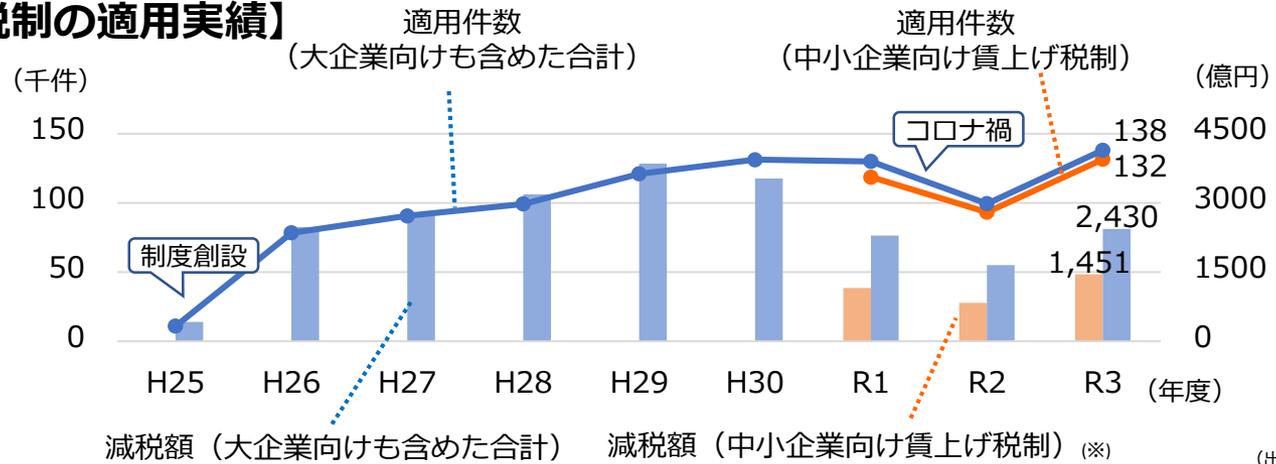
### 【中小企業向け賃上げ促進税制の概要】

適用要件	税額控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額または所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の30%を控除
教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加	税額控除率を10%上乗せ



※控除額は、法人税額等の20%が上限

### 【税制の適用実績】



※中小企業は令和元年度から集計

(出典) 財務省 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

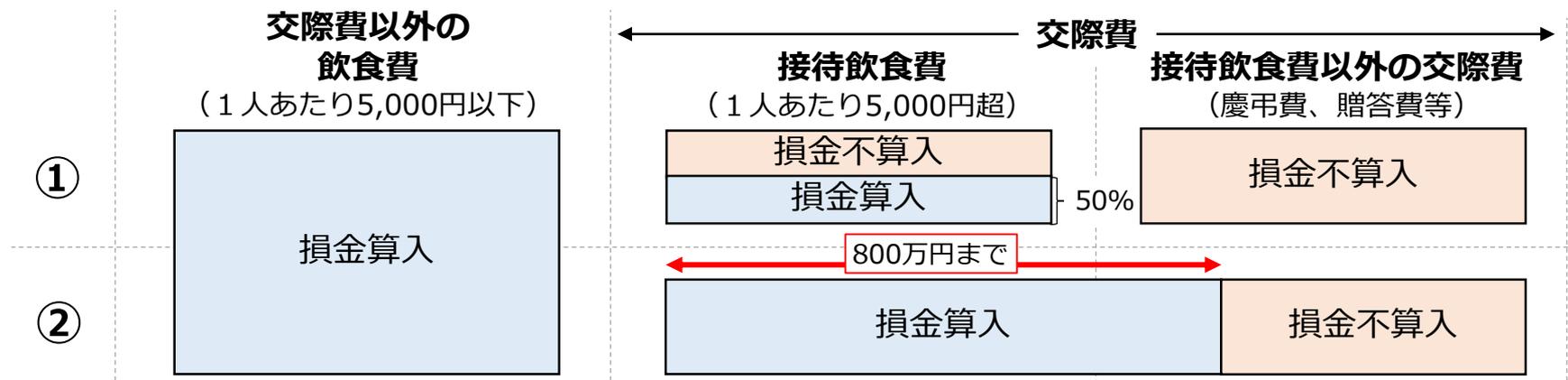
# 交際費課税の特例

- 中小企業の場合、①接待飲食費の50%の損金算入、または②交際費のうち800万円までを全額損金算入、を選択できる制度（大企業は①のみ適用可能）
- 適用期限は2024年3月まで
- 1人あたり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれており、損金算入が可能

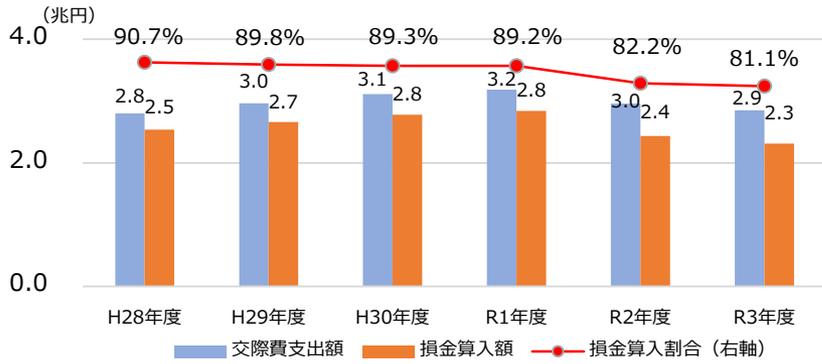
## 【交際費課税の特例措置】

※「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

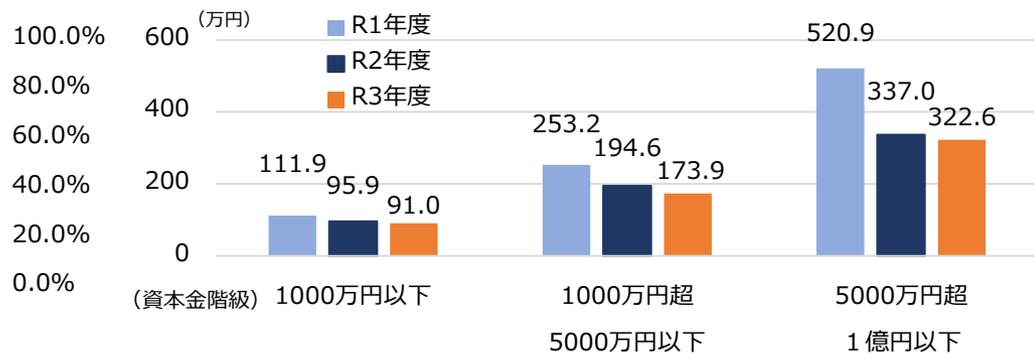
(①②のどちらかを選択、大法人は①のみ適用可)



## 【中小企業の交際費支出額の推移】



## 【資本金階級別交際費等支出額 (1社あたり)】



## 1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

## 少額減価償却資産の損金算入特例

- 従業員500人以下の中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産について、合計300万円まで全額損金算入を認める制度
- 適用期限は2024年3月まで

中小企業者  
※常時使用する従業員が  
500人以下

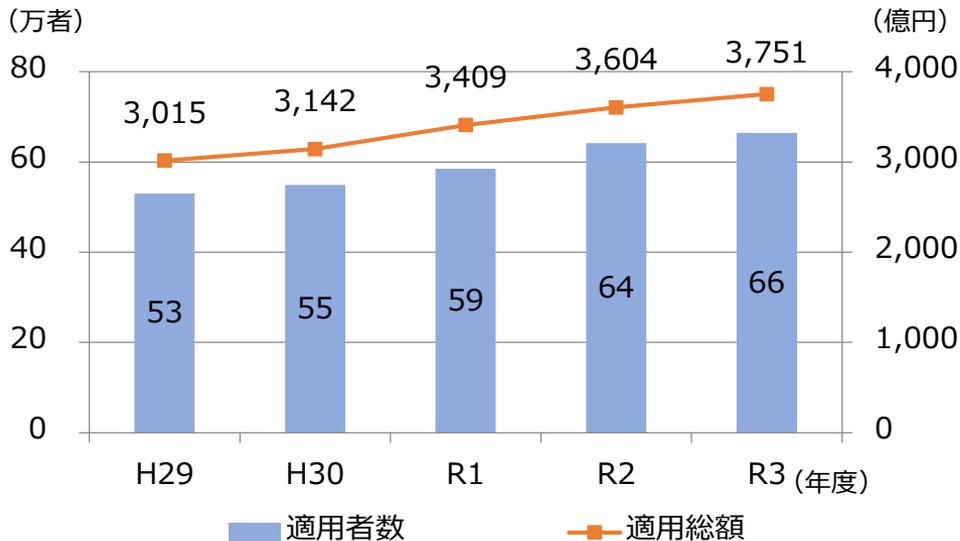
全ての企業

取得価額	償却方法	償却資産課税(地方税)
30万円未満 ※合計300万円まで	全額損金算入 (即時償却)	課税される
20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	課税されない ※少額減価償却資産の特例を 利用する場合は課税される
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

本則

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能

【適用者数・適用総額】



(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

【IoT機器やソフトウェアの利用事例】

▼パソコン  
10万円～30万円



▼経理会計ソフト  
15万円～30万円



▼web会議用機材セット  
10万円～20万円

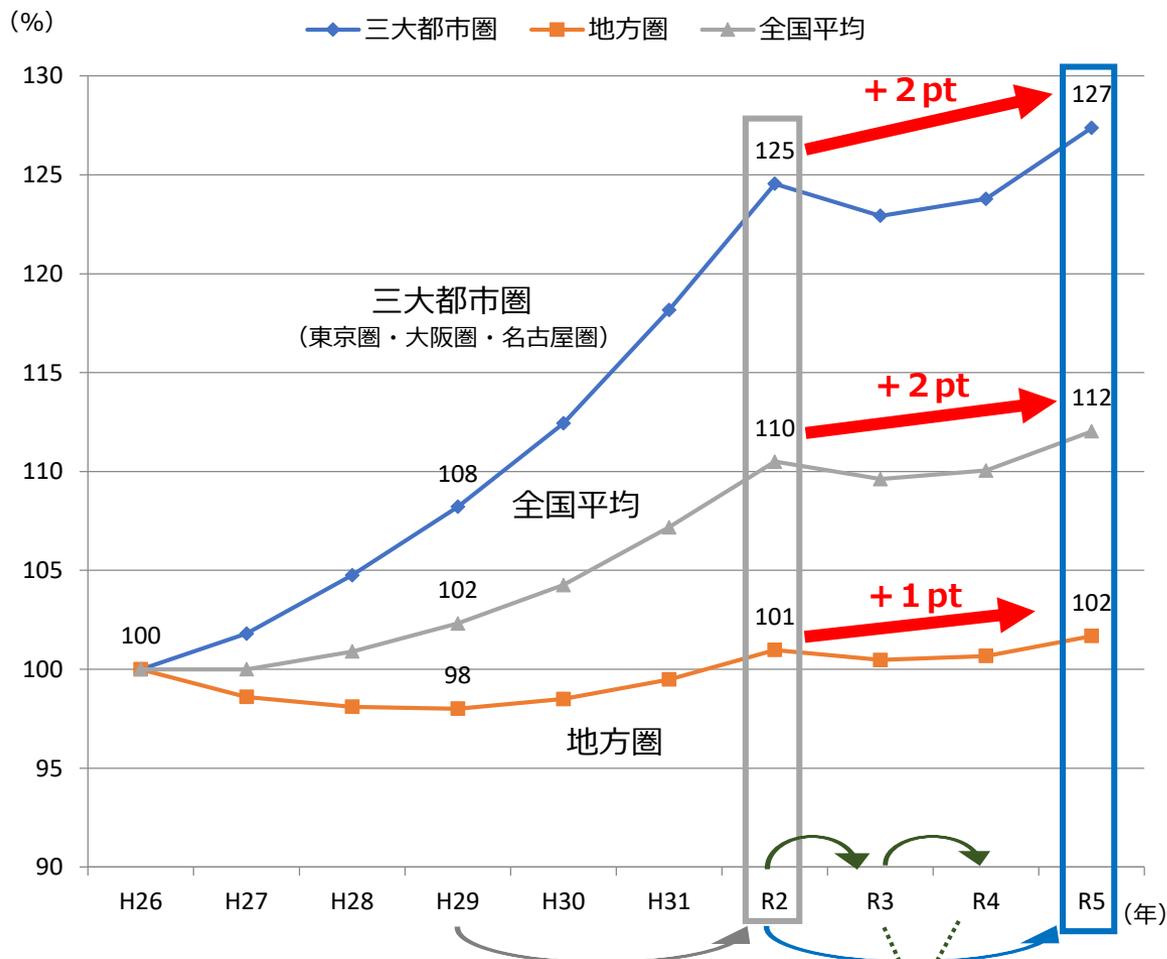


▼タブレット端末  
5万円～15万円



# 商業地の地価動向（令和5年度地価公示）

【公示地価の推移】（H26年=100とした場合）



【商業地の変動率上位10か所】

順位	標準地番号	公示価格 (円/㎡)	変動率 (%)
1	横浜西5-6 (神奈川県)	2,600,000	13.5
2	横浜神奈川5-11 (神奈川県)	3,100,000	11.5
3	川崎川崎5-13 (神奈川県)	568,000	10.5
4	相模原緑5-4 (神奈川県)	502,000	10.3
5	船橋5-2 (千葉県)	291,000	10.2
6	市川5-9 (千葉県)	611,000	10.1
7	市川5-6 (千葉県)	745,000	10.0
8	流山5-5 (千葉県)	768,000	10.0
9	市川5-2 (千葉県)	717,000	10.0
10	市川5-1 (千葉県)	819,000	9.9

土地固定資産税評価額は3年に一度見直し  
 ⇒令和6年～8年の固定資産税評価は、  
 令和5年1月1日の地価公示を基に算定される

令和3年度は評価替えを行った結果、課税額が上昇する  
 全ての土地について令和2年度税額に据え置かれた

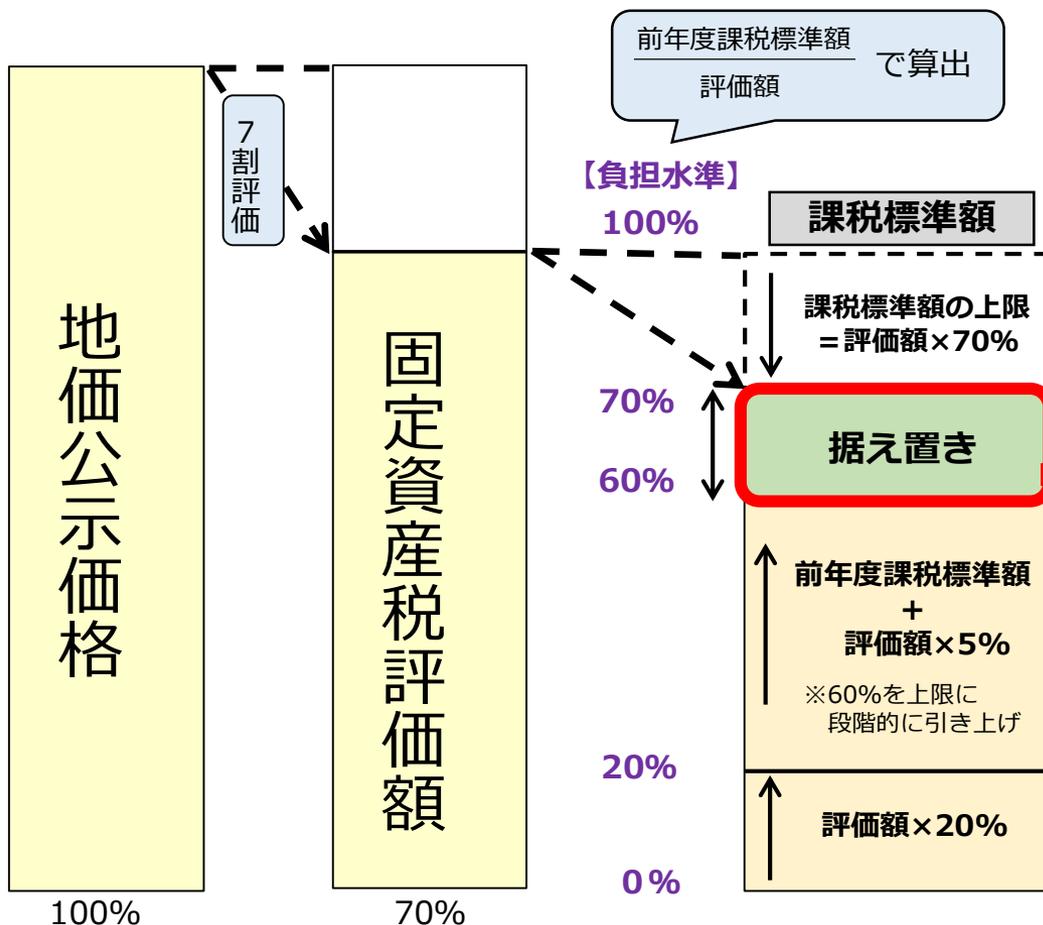
令和4年度は、課税額が上昇する商業地等について税額  
 の上昇分を半減する措置が講じられた

(出典) 国土交通省  
 「地価公示」

# 商業地等の固定資産税の負担調整措置

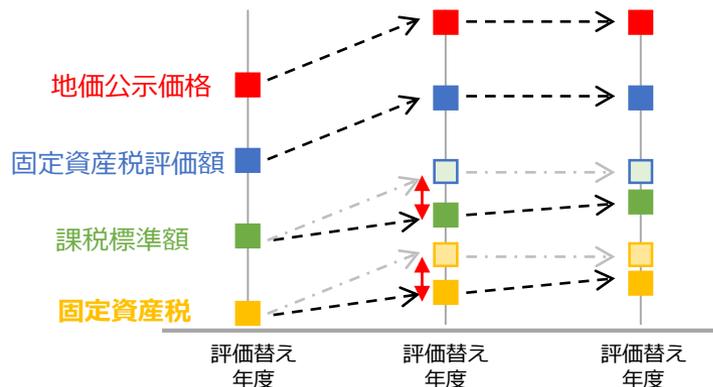
- 固定資産税では、3年に1回、土地・家屋に係る「評価替え」を行い、価格の変化を反映しているが、令和6年度が評価替えの年度となっている
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するため、商業地等の固定資産税の負担調整措置の見直しに向けた議論も行われる見込み

## 【商業地等の負担調整措置の概要】



$$\text{土地の固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} 1.4\%$$

(参考) 負担調整措置のイメージ



地価が大きく上昇（負担水準が60%未満）しても、課税標準額、固定資産税の上昇幅が緩やかになるよう調整（=税負担が軽減）される

全国的な課税標準額を固定資産税評価額の60%～70%の間に収斂させることが目的

※東京都では条例による減額措置が講じられている

- ・ 商業地等の負担水準上限の引き下げ（上限70%⇒65%、23区内のみ）
- ・ 税額が前年度の1.1倍を超える場合、その超える額を減額



## 2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

# 地方拠点強化税制

- 本社機能（事務所・研究所・研修所）の地方への移転や、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置
- コロナ禍を踏まえた地方創生の実現に向け、本社機能等の地方への移転・分散化、地方における新たな拠点整備を通じた雇用創出を後押しするため、令和4年度税制改正で拡充・延長（令和5年度末まで）
- 事業計画の認定件数は593件（移転型58件、拡充型535件）、雇用創出数は25,434人

### 地方拠点強化税制の概要

**拡充型**（地方の企業の本社機能強化）

**移転型**（東京23区から移転）

**地域再生計画**（都道府県作成→国認定）

**特定業務施設整備計画**（事業者作成→都道府県知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小企業は1人) ※

対象施設：事務所、研究所、研修所

対象地域：地域再生計画に記載された地域

※移転型の場合、さらに以下の①又は②を満たす必要

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者

②初年度は増加数の過半数かつ計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

### 地方拠点強化税制

**オフィス減税**

※対象:建物・附属設備、構築物 取得価額要件:2,500万円(中小:1,000万円)

建物等の取得価額に対し、  
**税額控除4%又は特別償却15%**

建物等の取得価額に対し、  
**税額控除7%又は特別償却25%**

**雇用促進税制（税額控除）**

※非正規雇用者は控除対象外

初年度のみ：**最大30万円/人**

初年度：**最大90万円/人**  
3年間計：**最大170万円/人**

### 令和4年度税制改正のポイント

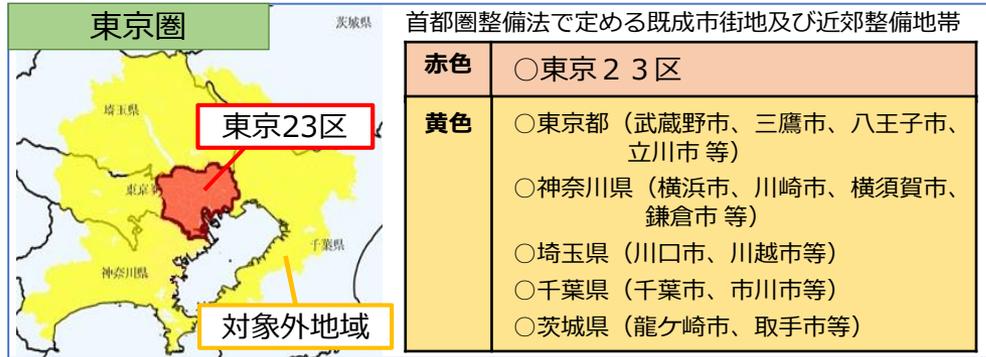
- 対象事業部門に**情報サービス事業部門（ソフトウェア開発等）を追加**  
※これまで事務所については、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門が対象
- 対象となる地域に「**事業者の立地を目的として地方自治体が情報通信環境の整備を行っている地域**」を追加（拡充型が対象）  
※これまで産業集積を目的に工業団地の整備を想定されていたが、コロナ禍におけるリモートワークの進展等を踏まえ、対象地域の要件を緩和
- 中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が**1名以上増加に緩和**（現行2名以上増加）
- 中小企業が雇用促進税制の適用を受ける場合、対象となる従業員の増加数について、**要件を廃止**（現行2名以上増加）
- オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を**3年以内に延長**（現行2年以内）
- 雇用促進税制の対象となる従業員について、**地方拠点整備完了前に新規雇用した従業員を追加**
- 雇用促進計画の提出期限を、整備計画認定後**3カ月以内に延長**（現行2カ月以内）等

## 2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

# 地方拠点強化税制

### 移転型の想定例

- 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社を移転
  - 地方に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能を移転
  - 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転
- ※首都圏の一部地域への移転は対象外（下図）



### 拡充型の想定例

- 地方に本社を置く企業が、本社や研究所を増築・新設
  - 地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転
  - 地方において、新しく起業するために本社を整備
- ※首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域での拡充は対象外（下図）



### 【事例】金属製品製造業（資本金1,600万円、従業員60名）

- ボルト等の金属パーツ品の設計・開発・製造等を展開
- リニア新幹線をはじめとする需要増への対応や、首都直下地震等の災害リスクに備え、本社機能をつくば市に移転



### 【事例】総合工事業（資本金61.2億円、従業員943名）

- 基礎・地盤改良・法面等の特殊土木分野を中心に展開
- 機能低下が課題となっていた技術研究所の刷新と次世代の技術開発に向け、R&Dセンターを整備



### 【事例】造船業（資本金7,000万円、従業員510名）

- 船舶の修繕・改修サービス等を展開
- 新ドッグの増設による事業拡大に対応するため、本社機能（ビル）を新築し、整備



### 【事例】医薬品製造業（資本金70.3億円、従業員743名）

- 原薬の生産、医薬品の製造等を展開
- 既存の製剤棟と合わせ、原薬等の研究開発体制の整備・強化を図るため、新たにR&Dセンターを整備



## 3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

## 事業承継税制の概要

- 中小企業の非上場株式が高く評価され、後継者の相続税・贈与税負担が高くなることが、事業承継のネックとなっていた。これを解消するため、**平成30年度（2018年度）税制改正で、事業承継税制の抜本拡充（特例措置の創設）が実現。2024年3月に申請期限を迎える。**

	特例措置（平成30年度（2018年度）税制改正で実現）	一般措置
事前の計画策定等	<b>特例承継計画の提出</b> (2018年4月1日から <b>2024年3月31日まで</b> )	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株式	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	<b>弾力化</b> 雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	<b>あり</b> 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除	なし

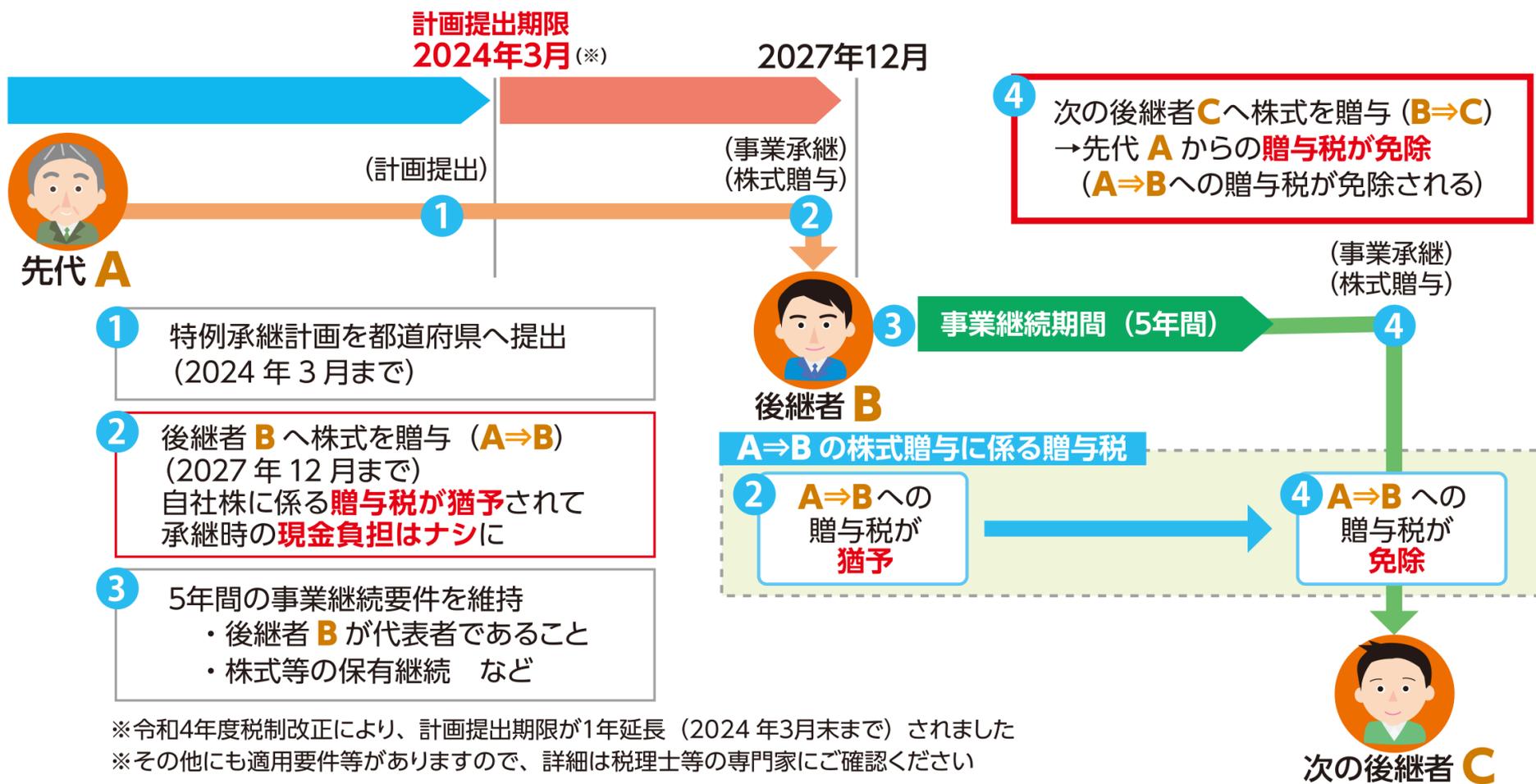
(参考：令和4年度税制改正大綱での書きぶり)

法人版事業承継税制については、**平成30年1月から10年間の特例措置**として、～略～ 抜本的拡充を行ったものである。～略～ この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、**令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。**

# 事業承継税制（特例措置）での税負担ゼロのケース

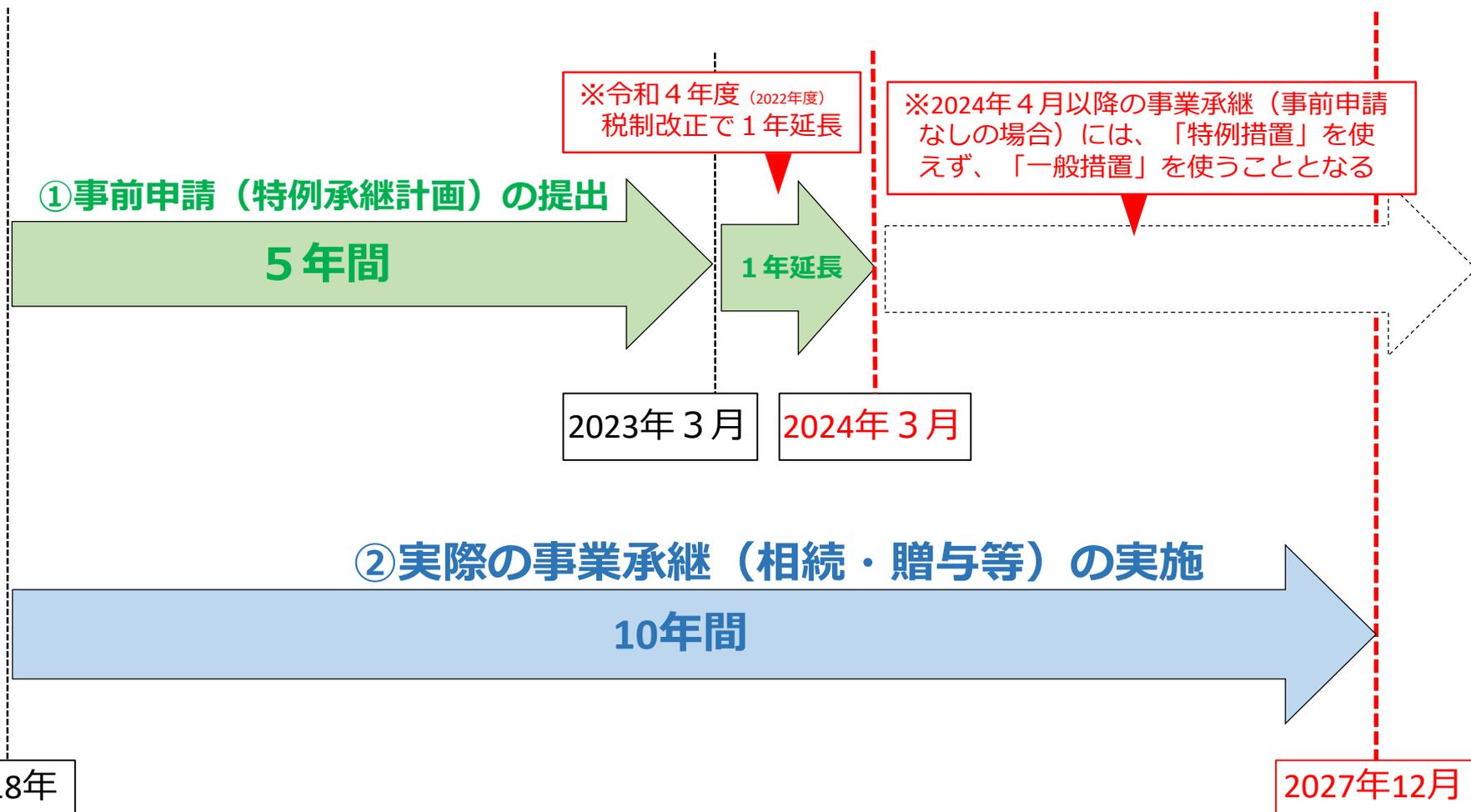
- 事業承継税制（特例措置）を活用すると、先代経営者（A）から後継者（B）に株式を贈与した場合の贈与税が猶予され、後継者（B）から次の後継者（C）に株式を贈与した場合に、先代経営者（A）からの贈与の際の贈与税が免除される。

## 【事業承継税制（特例措置）を使った税負担ゼロのモデルケース】



## 事業承継税制（特例措置）のスケジュール

- ①2024年3月末に事前申請（特例承継計画。都道府県宛）の提出期限、②2027年12月末に実際の相続・贈与等を行う適用期限をそれぞれ迎える。
- 提出期限が延長されない場合、2024年4月以降の事業承継は、事前申請の提出がなければ、贈与・相続等時にキャッシュアウトを伴う「一般措置」に戻る事となる。

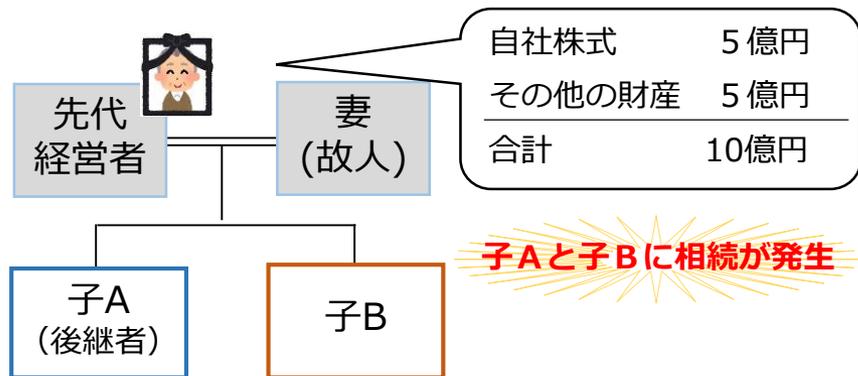


### 3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

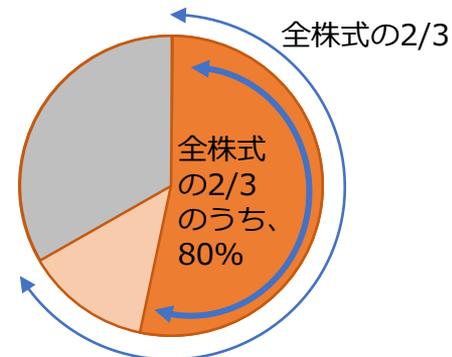
## 「特例措置」と「一般措置」の税負担の違い

- 「特例措置」では、自社株を贈与・相続するときの「税負担はゼロ」（全額納税猶予）。
- しかし、「一般措置」となると、一部しか納税猶予されず、「税負担が発生」する。

#### 【先代経営者の死亡により、子2人が相続するケース】



#### 【参考】一般措置の猶予割合



相続の場合、全株式の2/3を対象に、80% (贈与は100%) を納税猶予する  
⇒約53% (2/3×80%) の猶予にすぎない

#### ■ 後継者が自社株式のみ取得する場合

##### 子A (後継者) の取得財産

- ・ 自社株式 5億円
- ・ その他の財産 0円

##### 子Bの取得財産

- ・ 自社株式 0円
- ・ その他の財産 5億円

#### 特例措置の場合

	子A(後継者)	子B
(1)取得財産	50,000万円	50,000万円
(2)相続税の総額	19,750万円	19,750万円
(3)猶予税額	△19,750万円	0円
(4)納付税額	0円	19,750万円

#### 一般措置の場合

	子A(後継者)	子B
(1)取得財産	50,000万円	50,000万円
(2)相続税の総額	19,750万円	19,750万円
(3)猶予税額	△10,348万円	0円
(4)納付税額	9,402万円	19,750万円

自社株式の相続にあたり9,402万円の納税が必要！ ⇒ 円滑な経営承継や承継後の事業活動の妨げに！

# 経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合は、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、M&A実施時に投資額の70%以下の金額を損金算入できる制度
- 計画の認定期限は2024年3月まで

M & A 実施時	株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て	➔ 積立額を損金算入
取崩要件該当時	減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す	➔ 取崩額を益金算入
5年経過後	措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す	➔ 取崩額を益金算入



※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し

(注1) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」が対象となる  
(注2) 株式の取得価額が10億円以下の場合に限る  
(注3) 計画の認定期限は2024年3月31日まで

# インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 2023年10月からインボイス制度が開始予定。インボイスとは、販売先に対し税率と税額を正確に伝えるための請求書等を指す。インボイスを発行するためには課税事業者となり、事前に登録申請をする必要がある。
- 制度導入後は、仕入先等が発行するインボイスがないと仕入税額控除が受けられなくなる。<sup>(※)</sup>そのため、自社の税負担が増えたり、（免税事業者など）インボイス発行事業者でない場合は取引を見直される可能性がある。

(※) 制度導入から6年間は経過措置あり

## インボイスの記載事項

- ① 発行事業者の氏名・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品目はその旨）
- ④ 税率ごとに合計の対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 交付を受ける事業者名

法人の場合はT+法人番号、それ以外の場合はT+13桁の数字

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

インボイスのイメージ

## 仕入税額控除



## 消費税の計算

本則課税  $(\text{売上に係る消費税 } 100\text{円}) - (\text{仕入に係る消費税 } 80\text{円}) = 20\text{円}$

インボイスを受け取らないと80円を仕入税額控除ができない

仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができないので、税負担の増加につながる可能性あり

自社がインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除ができないので、取引をしてくれなくなる可能性あり

# インボイス制度の中小事業者等の負担軽減措置

- 事業者の税負担・事務負担を軽減する観点から、令和5年度税制改正で以下の措置等が講じられた。

## ① 納税額に係る軽減措置（2割特例）

- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の**納税額を売上税額の2割**に軽減する（3年間の経過措置）

例：売上800万円（税抜）の免税事業者（イラスト制作）の場合



通常

納税額：40万円

※簡易課税（みなし仕入率50%）を適用

軽減措置

納税額：16万円

※売上税額80万円×2割

負担を軽減

## ② 事務負担に係る軽減措置（少額特例）

- 中小事業者等（※）の少額の支払い（1万円未満）について、**インボイスの保存を不要**とする（6年間の経過措置）

※前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者が対象



インボイスの保存が不要となるので、

- インボイスとインボイス以外の書類（免税事業者が発行した請求書等）の仕分けが不要
- 登録番号の確認など、インボイス要件の確認が不要

⇒ 負担を軽減

# 電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和

- 電子帳簿保存法のうち、原則として全ての事業者が対応しなければならない電子取引のデータ保存について、中小企業等の経理事務の実態を踏まえ、以下の見直しが行われる

## ① システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- システム対応が間に合わなかった事業者等は、税務署長が認めた場合（事前申請は不要）、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておく（＝ダウンロードの求めに応じる）とともに、出力書面を保存しておけばよい

⇒ 多くの中小企業が「従前の保存方法のまま」でも対応可能に

## ② 電子取引のデータ保存における検索機能確保要件の見直し

- (1) 「送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておく」ことを前提として、検索機能の確保要件が不要となる売上高基準を「5,000万円以下」に引き上げる
- (2) 売上高基準に関係なく、「出力書面を日付等ごとに整理して保存」し、あわせて「送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておく」ことを前提に、検索機能確保要件を不要とする

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外 ②-(2)	必要	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出力書面を日付等ごとに整理して保存（売上高5,000万円以下の事業者は出力画面の保存も不要）<sup>↑</sup> ②-(1)</li> <li>・ 税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）</li> </ul>
① 相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者	猶予措置	不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出力書面の保存</li> <li>・ 税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）</li> </ul>

 **日本商工会議所**